

## ケーブルテレビ施設利用契約約款

### 第1条（総則）

株式会社ベイ・コミュニケーションズ（以下「BAY」という。）と、建築基準法に定める特殊建築物のうち共同住宅又はこれに類する用途に供する建築物に対して第2条に定めるBAYのサービス提供を希望する者（以下「申込者」という。）との間に締結される契約（以下「施設利用契約」という。）は、以下の条項によるものとする。

### 第2条（サービスの内容）

- 1 BAYは、当該建築物に対し、放送法第2条に定める基幹放送事業者の行うテレビジョン放送及びFM放送のうちBAYが定めた放送の同時再放送サービスを施設利用契約に基づき提供する。
- 2 当該建築物の居室を継続的に使用する者（以下「居住者」という。）は、前項の同時再放送サービスを利用できるほか、BAYが別途定める契約約款に基づき契約を締結し、BAYが行う有料サービスを利用することができる。
- 3 居住者は、前項の規定に拘わらず、デジタル放送サービス及びインターネット接続等の電気通信サービスについては、当該建築物がBAYのサービス提供に必要な技術的要件を満たす場合に限り利用できる。

### 第3条（利用申込）

申込者は、あらかじめBAY所定のケーブルテレビ施設利用申込書（以下「利用申込書」という。）に必要な事項を記載し、BAYに提出しなければならない。

### 第4条（契約の単位）

施設利用契約は、当該建築物に対する引込線の一回線ごとに行う。ただし、次の場合には、引込線の回線数によらず単位を一として契約する事ができる。

- （1）引込線が複数回線であっても、当該建築物が家屋番号などにより特定できる単一の建築物であるとき。
- （2）複数の区分所有建物、公営共同住宅が単一区画内に団地を構成する場合で、申込者が単独であるとき。
- （3）その他BAYが承諾したとき。

### 第5条（契約の成立）

施設利用契約は、申込者が第3条の規定に従って申し込み、BAYによる工事を要する場合は、工事開始日をもって成立し、BAYによる工事を要しない場合は、契約時に発生する一時金の課金月の初日をもって成立する。ただし、引込線を敷設し保守することが

技術上もしくは経営困難となったとき又は申込者が施設利用契約に違反するおそれがあると認められたときは、BAYは、利用の承諾を撤回することができる。

#### 第6条（契約の有効期間）

施設利用契約の有効期間は、契約成立の日から5年間とする。ただし、契約期間満了の1か月前までにBAY、申込者又は利用者（当該建築物の建築主又は単独所有者もしくは区分所有者の団体であって、申込者からその契約上の地位を継承される者をいう。以下同様とする。）のいずれからでも何等の意思表示がない場合、引き続き1年間自動的に延長するものとし、以後も同様とする。

#### 第7条（加入権利の付与）

- 1 BAYは、申込者が当該建築物の全居室分の加入契約金に相当する金額を一括で負担するときは、当該建築物に対し有料サービス加入権利を付与する。この場合、有料サービス加入権利は、固有の権利として当該建築物に帰属し他へ移転できないものとする。
- 2 前項の場合、居住者は、有料サービスの利用に係る契約の締結時にBAYへの加入契約金の支払は要しないが、当該建築物より転出した時点でその契約は自動的に失効する。ただし、居住者が当該建築物の居住者となる以前に加入契約金を支払ってBAYと締結した契約については、所定の手続きにより転出後も契約を継続することができる。
- 3 理由の如何を問わず、当該建築物が滅失した場合においては、第1項の有料サービス加入権利は自動的に消滅する。

#### 第8条（施設の設置と費用の負担）

- 1 BAYのサービスの提供に必要な施設の設置、保守等の工事のうち、BAY所定の使用機器、工法等によりBAYが行う工事は、次のとおりとする。
  - (1) 当該建築物があらかじめBAYの定める設計基準により新築されるときは、BAYは、申込者の指定する利用開始予定日までに引込線を敷設、保安器の取付及び保安器の出力端子と当該建築物より露出されるテレビ共聴用ケーブルとの接続のみ行う。この場合、BAYは、当該建築物の自営柱又は建物外壁に保安器を設置し、建築主は、保安器の出力端子に接続されるテレビ共聴用ケーブルから居室内テレビ端子に至るすべての施設を設置するものとする。
  - (2) 当該建築物がBAYの定める設計基準によることなく建築された場合には、BAYは、前号の工事のほか、当該建築物の既設のテレビ共聴施設のうちBAYの基準に合致しない施設を改修する。
  - (3) 当該建築物への引込方法として埋設管路を使用する場合、その管路の設置及びケーブルの入線工事は申込者により事前に行うものとし、施設工事完了後何らかの理由に

より、埋設管路の移設等が必要になった場合も申込者又は利用者の責任と負担により移設を行うものとする。

- 2 申込者は、前項に定める工事に要するすべての費用を負担するものとする。
- 3 BAYは、第1項の工事を行う際、必要に応じて当該建築物の敷設、建物内部に立ち入りこれらが無償で使用できるものとし、地主、家主その他の利害関係人があるときは、申込者があらかじめその承諾を得、利害関係人との交渉において責任を負わなければならない。

#### 第9条（施設の所有と維持管理）

BAYは、BAYの放送センターから引込線及び保安器までのすべての施設（以下「BAY施設」という。）を所有し維持管理するものとし、申込者又は利用者は、保安器の出力端子に接続される当該建築物のテレビ共聴用ケーブルから居室内テレビ壁面テレビ端子に至るすべての施設（以下「建物共聴施設」という。）を所有し維持管理するものとする。ただし、次の場合には、例外とする。

- (1) 保安器が何らかの理由で建物共聴施設内に設置された場合、BAYは、敷地境界線までの引込線をBAY施設として所有し維持管理するものとする。また、申込者又は利用者は、保安器を除く敷地境界線以降の施設を建物共聴施設として所有し維持管理するものとする。
- (2) 引込線が埋設管路から入線された場合、BAYは、埋設管路入口までをBAY施設として所有し維持管理するものとし、申込者又は利用者は、管路入口以降の施設を建物共聴施設として所有し維持管理するものとする。

#### 第10条（費用の支払）

- 1 申込者は、BAYのサービスを利用するにあたり必要な利用申込書記載の費用を、BAYの指定する支払期日及び支払方法により直接BAYに支払う。ただし、支払期日及び支払方法について、BAYと申込者の間に別途文書による契約がある場合には、これに従う。
- 2 BAYは、申込者の支払が支払期日より遅延したときは、年利14.5%の遅延利息金を支払期日の翌月から支払日までの遅延期間に応じて申込者に請求することができる。
- 3 BAYは、サービスの提供にあたり申込者が費用を負担すべき特別な条件を付す必要があるときは、申込者と協議のうえ利用申込書にその内容を記載し、第1項の規定により申込者にその支払を求めることができる。
- 4 申込者がBAYに費用を払う場合においては、その支払額は、当該費用に消費税（消費税及び地方消費税を合計した額）を加算した額とする。

#### 第 11 条 (施設の貸借)

B A Yは、施設利用契約の有効期間中は、B A Yのサービス提供のため建物共聴施設を無償で使用できるものとする。

#### 第 12 条 (B A Yの営業活動に係る協力)

申込者又は利用者は、当該建物内においてB A Y又はB A Yの指定する者が行うB A Yのサービスに係る営業活動については、これを了承するものとする。

#### 第 13 条 (遵守事項)

申込者又は利用者は、第 8 条第 1 項に定めるB A Yの工事完了後に建物共聴施設の改変、増設工事等を行う場合には、事前にその旨をB A Yに連絡のうえ、B A Yの承認を得なければならない。

#### 第 14 条 (施設の故障等に伴う責任負担)

- 1 B A Yは、居住者からB A Yのサービスの提供を受けるに際して異常の申し出があった場合には、これを調査し必要な処置を講ずる。ただし、異常の原因が居住者の所有する宅内機器又は建物共聴施設の故障等にあると認められる場合はこの限りではない。
- 2 B A Yのサービスの提供を受けるに際し、異常の生じている原因が居住者の所有する宅内機器の故障等にある場合には、この修復に要する費用は居住者が負担する。また、異常の生じている原因が建物共聴施設の故障等にある場合には、この修復に要する費用は申込者又は利用者が負担するものとする。
- 3 故意又は過失によりB A Y施設に故障等を生じさせた者は、この修復に要する費用を負担するものとする。
- 4 前 2 項に掲げる故障、破損、滅失等によりB A Yが損害を被った場合、B A Yは当該原因者に損害を請求することができる。

#### 第 15 条 (サービスの中断・停止)

- 1 B A Yは、B A Y施設の維持管理の必要上やむを得ずサービスの提供を一時中断することがある。また、B A Yは、天災、事変、その他B A Yの責に帰さない事由によりサービスを停止する事がある。
- 2 B A Yは、前項の中断、停止によって起こる損害の賠償には応じないものとする。

#### 第 16 条 (権利義務の承継等)

- 1 申込者は、施設利用契約上の権利、義務、その他契約上の地位について第三者に対し譲渡、賃貸その他の処分を行うことはできない。ただし、次の場合には、この限りではない。

- (1) 利用者によるその契約上の地位を承継させる場合
  - (2) 相続が行われる場合
  - (3) 法人の合併等により承継が行われる場合
- 2 前項に基づく承継又は相続が行われる場合、申込者の承継人又は相続人は、すみやかにBAYへ所有者変更の申し出を行い、所定の手続きを行うものとする。
  - 3 申込者と承継人又は相続人との間に紛争が生じた場合には、当事者間で解決し、BAYには一切迷惑及び損害を与えないものとする。

#### 第17条 (利用申込書記載事項の変更)

申込者は、建物名、所在地その他利用申込書に記載した事項を変更する場合には、所定の手続きによりすみやかにBAYに申し出るものとする。

#### 第18条 (施設利用契約の解約)

- 1 申込者又は利用者が施設利用契約を解約（当該建築物の取り壊しも含む）しようとする場合、解約を希望する60日前までに、文書によりBAYに申し出るものとし、BAYは、解約に伴いBAY施設を撤去する。この場合、BAY施設の撤去に要する費用20,000円については、申込者又は利用者が負担するものとする。
- 2 撤去に伴い当該建築物の回復を要する場合は、申込者又は利用者が自己負担で復旧するものとし、撤去後の地上波等の受信に要する施設の設置及びその費用負担について、BAYは一切責任を負わないものとする。
- 3 解約の場合、BAYは、第7条第1項の加入契約金の払い戻しはしない。

#### 第19条 (施設利用契約の解除)

BAYは、申込者がBAYに支払うべき費用の支払を支払期日より60日以上遅延した場合又は施設利用契約に違反する行為があった場合は、当該建築物へのサービスの提供の停止又は利用の解除を行うことができる。

#### 第20条 (申込者・利用者・居住者に係る情報の取扱い)

- 1 BAYは、サービスを提供するために必要な申込者又は利用者、居住者に係る情報を、適法かつ公正な手段により収集し、適切に取り扱うものとする。
- 2 前項により、収集し知り得た氏名若しくは名称、電話番号、住所若しくは居所、請求書の送付先等の情報を、BAYは、次の各号の業務遂行上必要な範囲を超えて利用しないものとする。
  - (1) サービスの提供を開始、継続、または終了（お客様センター対応、施工、顧客管理、料金請求、障害検知・復旧等の業務に必要な場合を含む）するために利用する場合

- (2) サービスの新規開発、サービス向上、顧客満足、解約理由の調査、分析を行う場合
  - (3) 個人情報を個人の識別ができない統計データ等の二次的データとして開示する場合
- 3 B A Yは、前項の利用目的に必要な範囲で個人情報を業務委託先に預託する場合があるものとする。
- 4 B A Yは、次の各号の場合を除き、本人以外の第三者に個人情報を提供しないものとする。
- (1) 本人の同意がある場合
  - (2) 申込者のサービス利用に係わる債権・債務の特定、支払いおよび回収のため必要な範囲で金融機関に個人情報を開示する場合
  - (3) 裁判官の発付する令状により強制処分として搜索・押収等がなされる場合
  - (4) 法律上の照会権限を有する公的機関からの照会がなされた場合その他法令の規定に基づき提供しなければならない場合
  - (5) 人の生命、身体および財産等に対する差し迫った危険があり、緊急の必要性がある場合
- 5 第2条第2項の有料サービスを契約する居住者の個人情報は、当該契約約款に基づくものとする。

#### 第21条（疑義の解釈等）

施設利用契約に定めのない事項及び疑義が生じた場合、B A Y及び申込者又は利用者は、誠意をもって協議のうえ解決を図るものとする。

#### 第22条（約款の変更）

- 1 この約款の各条項は、社会情勢の変化その他の合理的必要性がある場合には、契約の目的に反せず、かつ、相当な範囲において、変更できるものとする。
- 2 前項によるこの約款の変更に際しては、変更後の約款の内容と適用開始日を、店頭表示、インターネットその他相当の方法であらかじめ公表するものとし、公表の際に定める相当な期間を経過した日から適用されるものとする。

#### 第23条（裁判管轄）

万一、施設利用契約に関する法律上の紛争が生じた場合は、B A Yの本店所在地を管轄する裁判所を第一審の管轄裁判所とする。

#### 付則

- ・ B A Yは特に必要があるときには、この約款に特約を付することができるものとする。
- ・ この約款は、2020年4月1日より実施するものとする。

- この約款実施前に、旧シティウェブおおさか、旧阪神シティケーブル契約約款（以下「旧約款」という。）の規定に基づき、支払い又は支払わなければならなかった費用その他の債務については、なお従前の通りとする。
- この約款実施前に、旧約款の規定により実施した手続きその他の行為について、この約款中にこれに相当する規定があるときは、この約款の規定に基づいて行ったものとみなす。
- この約款実施の際に、旧約款の規定により提供しているサービスについて、この約款中にこれに相当する規定があるときは、この約款の規定に基づいて提供しているものとみなす。